

日本学生支援機構給付奨学生候補者推薦基準

今年度推薦枠 5 名（卒業後 2 年以内の者を含む）。但し、社会的養護を必要とする生徒については、推薦枠にかかわらず、推薦基準を満たす該当者全員の推薦が可能。

【家計基準】

①～③のいずれかに該当する者。

①家計支持者（2 人いる場合は 2 人とも）が、住民税非課税の世帯であること。

②家計支持者（2 人いる場合は 2 人とも）が、生活保護を受けていること。

③本人が社会的養護を必要とする人（児童養護施設退所者等）。

ア 第一種奨学金の家計基準を満たすこと（①の該当者のみ）

イ その者及び生計維持者の資産合計額（教育資金の一括贈与を含む）について、生計維持者が 1 人のときは、1,250 万以下、生計維持者が 2 人のときは 2,000 万円以下あること。

該当する



選考継続



該当しない



選考終了

【人物基準】

学習活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者

3 学年職員全員の推薦により、該当の有無を判別。卒業生は、当時の担任及び学年職員複数名の推薦による。

該当する



選考継続



該当しない



選考終了

【学力及び資質基準】

- ・本校の教育目標に照らして十分に満足できる学習成績（評定平均値 3.5 程度）を収めている者。
- ・教科以外の学校活動等で優れた成果を収め、本校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績（原則として評定平均値 3.0 以上）を収めている者。
- ・社会的養護を必要とする生徒等であって、在学中の学修姿勢が良好であり、進学後も意欲的な学修を通じて優れた学習成績を収める見込みがある者。

上記の基準のいずれかを満たし、申し込み者の評定が高い順に校内推薦候補者とする。原則として、在學生は 2 学年末までの評定、卒業生は 3 年間の評定を用いる。評定平均値が同じ場合は、2 学年末までの出席状況等や教育資金の一括贈与の有無を判断基準とする。



管理職面談・意志確認書提出

進学の意欲や目的、返還義務発生の可能性等確認



推薦者決定